

平成25年

第1回市議会（定例会）

会期2月28日～3月26日

会期中に、予算案11件（原案可決）、補正予算案4件（原案可決）、条例案19件（原案可決）、その他6件、報告2件、諮問1件、陳情3件（継続審査）の議案審議等を行いました。

総務文教委員会に 付託された議案

●大願寺土地造成事業支援
基金条例の一部改正について

大願寺地区土地造成事業を円滑に推進するため、積立額の基となる税収の範囲について、小方ヶ丘団地に起因する税収を追加するもの。

Q 小方ヶ丘の税収を含めたら返済シミュレーションが変わるのか問う。

A 小方ヶ丘からの税収の四分の一の4百万円弱を積立額と見込んでおり返済スキームは大きく変わらない。

Q 他の土地造成特別会計の保有地の税収について、今後小方ヶ丘のような例が出てくるのか問う。

A 大願寺地区造成に起因して生じた税源を土地造成特別会計に充てる。小・中学校跡地からあがる新たな税収も将来的には、土地造成特別会計に充てることを考えている。

●大竹市教育環境充実基金
条例の一部改正について

Q 基金の設置目的として、市民への教育活動環境の充実を図ることが謳われている。施設を使用する市民の利益をどう考えるのか問う。

A 施設の使われ方が想像を超えることがあるかもしれないが、小方小・中学校は新しい施設なので、使う方が困らないような、また、学校の施設としても困らないような形で考えたい。

●大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

Q 新入団員の確保に苦労している。研修に、大竹市は2千5百円でなく一万円位出す気がまえはないか考えを問う。

A 消防団活動について、強化を図る一環で新たに手当を支給するものである。

●大竹会館条例の
一部改正について

Q 大竹会館の中に大竹区検察庁が移転し、一般の市民の出入りが難しくなるが考えを問う。

A 正面玄関とは別に出入りが可能であり、個人のプライバシーの問題等に対応できるということである。

Q 検察庁が使用するには改装が必要と思うが、改装を行うのか問う。

A 大きな改装は考えていない。



太竹区検察庁(白石)

●大竹市市民プール設置及び管理等に関する条例の廃止について

Q 条例廃止後のプール解体撤去について問う。



小方学園プール

A 現市民プールは、財源のこともあり、撤去の方向で努力する。

●大竹市マロンの里の
指定管理者の指定について

Q 人身事故・自然災害など、事故時のリスク分担表はあるのか。

A 分担表はない。検討する。

●平成24年度大竹市一般
会計補正予算（第5号）

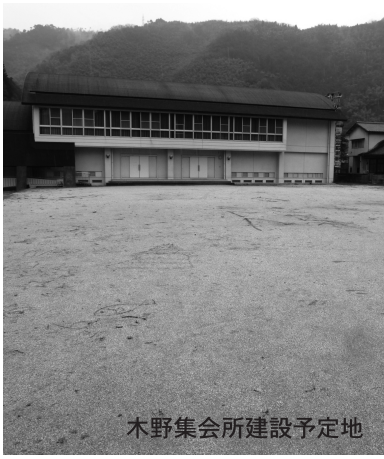
歳入・歳出にそれぞれ3億6、861万9千円を増額するもの。
内容として歳出には、「木野集会所建設に向けた設計業務等委託料6百万円」、国の経済対策実施に伴う事業として「環境整備工事等 約1億4,572万円」、「市営住宅施設改修工事 1億6百万円」など

Q 強い林業・木材産業緊急対策の、決まりについて説明を求める。

A 公共の木造建築かつ広島県産を使う場合に補助金が交付される。

Q 木野集会所は木造建築か。

A 現段階では木造で検討している。



木野集会所建設予定地

Q 固定資産税について、1億2千万円の歳入増は大きい。産業振興条例に該当するものがあつたのか問う。

A 予定額よりも多くの申告があつた。産業振興奨励金の交付額は今年度が3事業所、平成25年度は、2事業所である。

●平成24年度大竹市一般
会計補正予算（第6号）

歳入・歳出にそれぞれ百万円を増額するもの。内容は、現在の小方ヶ丘、大願寺地区宅地売却裁判に係る弁護士謝礼。

Q 裁判の経過とともに弁護士費用などの増加が予想されるが、総額はどれくらいか問う。

A まだ訴状が届いていないが、報道等の内容から想定すると、約2千4百万円と考える。補正で計上した百万円は手付金として計上した。

Q 残りの2千3百万円は、いっどのような形で予算計上されるか問う。

A 訴状が届いた時点で協議し、補正予算をお願いしたい。

●大願寺土地造成事業支援基金条例の一部改正について 反対1名、賛成1名の討論がありました。

その他付託された議案

●大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

※採決の結果、原案のとおり可決



●大願寺土地造成事業支援基金条例の一部改正について

【反対討論】

○「市民サービスを充実すべき市税が借金返済に充てられてはならない。」

【賛成討論】

○「大竹工業団地と小方ヶ丘は一連托生のものであり、財政健全化を維持しながら起債償還できる。」

○「スキームにのっとり、社会の変化に対応し粛々と返済すべき。」

●大竹会館条例の一部改正について

【反対討論】

○「豊田市長時に半額負担を決めている。部屋割りをしなければ無料だ

と道理を崩しているのは行政だ。」

【賛成討論】

○「国の出先機関として存続することは利便性とまちづくりと捉えている。」

●平成24年度大竹市一般会計補正予算（第6号）

【反対討論】

○「訴状も見ずに2千4百万円をどのように出したのか不明である。正式の見積書を委員会に見せるべきである。見積書もないのに賛成はできない。」

○「税金を使って自己弁護するのに反対。審議に必要な書類は議決した後、開示請求して出たものである。事前に出して審議するのが基本である。」

【賛成討論】

○「トラブルが起これば裁判で決めたら良い。弁護士を雇えばあれくらいかかるでしょう。」

○「鑑定価格と売却価格の差額は市民の損害。自治体が暴走出来ないよう法廷の場での説明費用として認める。」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

生活環境委員会に 付託された議案

●大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

●大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

●大竹市介護保険条例の一部改正について

3件一括審査

介護保険法の一部が改正されたことに伴い、市が条例を制定、及び条例の一部改正をするもの。

Q 本3件を参酌(※)するにあたり、介護事業者の現状や意見を伺ったのか問う。

※参酌とは―地域主権一括法により、国の法律で各種基準等を定めていた事項を、地方自治体が条例に定めることとなった。条例制定にあたって、地方の実情を十分勘案することが必要になる。このことを「参酌すべき基準」という。

A サービス事業者に改正案を照会し、その際併せて、他に困っていることや、付け加えてほしいことなどの意見照会を行った。改正内容は「異存はない」、また意見について、「ありません」との回答を受けた。



●大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

Q この条例が制定された場合、現状幅員が基準幅員を下回っているところは道路改良をするのかを問う。

A この基準条例は、市道を新築、または改築する場合に適用となり、現状供用している道路は、改築を行うまで現行幅員のままとする。

●大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

Q 高齢者、障害者の移動等の円滑化ということで、現状で悪い箇所をどれくらい認識しているのか問う。

A 市民の要望も受けており、その都度バリアフリー化に向けた構造に努めている。

●大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

Q 市内のすべての公園において、特定公園施設(園路、便所、駐車場等)の整備をする趣旨の条例であるのか問う。

A 今後、公園内の施設を新設・改修する場合には、これらの基準で行うことになる。既存の施設は努力義務が規定されており、補修の場合バリアフリー法に適合するように努めていくことになる。

●大竹市新型コロナウイルス等対策本部条例の制定について

Q 市内の医療機関で新たなインフルエンザという判断ができるのか。また、新型と判明した場合の周知の方法について問う。

A 感染症の状況にもよるが基本的には国や県の機関に判断をお願いする。また、周知の方法は行動計画を定めてその中で示していく。



その他付託された議案

●大竹市公園条例の一部改正について 外7件

※採決の結果、原案のとおり可決

本会議へ

本会議での採決の結果

原案のとおり可決